

# 2015年度 水際対策1(H)委員会 成果報告

『小口郵便ルートによる模倣品流通に関する調査研究』



2016年3月10日

中国IPG 水際対策1(H)委員会  
山口 光次郎 (オリンパス (中国))

# 0. 委員会メンバー

No.	企業名	会員 /準	拠点	担当者
1	恩斯克投資有限公司 (エヌエスケー)		上海	内田 光一
2	恩斯克投資有限公司 (エヌエスケー)		上海	白石 正臣
3	愛普生 (中国) 有限公司 (エプソン)		広州	梁 洁萍
4	オリン巴斯 (中国) 有限公司 (オリンパス)		北京	山口 光次郎
5	オリン巴斯 (中国) 有限公司 (オリンパス)		北京	周 楽平
6	カシオ(中国)貿易有限公司		上海	王文萍
7	カシオ(中国)貿易有限公司		上海	曾 蓉
8	カシオ (中国) 貿易有限公司		上海	中村 厚士
9	佳能 (中国) 有限公司 (キヤノン)		北京	小澤 潤
10	佳能 (中国) 有限公司 (キヤノン)		北京	周 易明
11	夏普(中国)投資有限公司(シャープ)		上海	郭 喆
12	夏普(中国)投資有限公司(シャープ)		上海	李 瀟冰
13	ソニー (中国) 有限公司		北京	李 海
14	電装 (中国) 投資有限公司		上海	董 倩

No.	企業名	会員 /準	拠点	担当者
15	株式会社ニコン		日本	斎藤 久美子
16	尼康映像儀器銷售 (中国) 有限公司 (ニコン)		北京	哈麗斯
17	富士電機株式会社		日本	日高 昇
18	兄弟 (中国) 商業有限公司		北京	趙 静
19	兄弟 (中国) 商業有限公司		北京	周 佳麗
20	日本ベアリング工業会	準	日本	佐藤 稔
21	日本ベアリング工業会	準	日本	岡野 留実
22	本田技研工業 (中国) 投資有限公司		北京	日向寺 勲
23	本田技研工業 (中国) 投資有限公司		北京	張 晶
24	牧田 (中国) 有限会社		上海	古屋 崇
25	牧田 (中国) 有限会社		上海	王 海莉
26	ヨネックス株式会社		日本	大久保 淳
27	事務局 JETRO上海 副所長		上海	斉藤 浩史
28	事務局 JETRO上海 知識産権部 主管		上海	江 碧清

⇒15社、26名により構成される。

# 1. 現状認識と課題

- インターネット取引の急速な普及・拡大に伴い、小口郵便ルートを利用した少量での輸出入行為が増加し、従来の一般貿易貨物ルートとは別の問題が発生しているが、その実態は正確には把握しきれていない。しかしながら、このルートがインターネット取引を利用した模倣品の全世界への拡大を助長する主要因となっていると推察される。
- 一方で、一昨年から運用が始まった、海関独自の自主検査（権利者への通知なし）については、鑑定方法、差止物品の処分等不透明な点が多く、また、「情報の活用」という面からも当該差止物品輸出者について、権利者が全く感知できないことは問題であると認識している。

## 2. 調査目的及び調査研究方法

### ➤ 調査目的

どのような業務フローで小口郵便が輸出されているのか、特に模倣品業者視点で考えた場合に、どの郵便会社を使うのが有利なのか、どこに抜け道があるのか、その実態を把握する。

### ➤ 調査研究方法

#### ① 調査会社への調査委託

#### ② 地方税関との意見交換による情報収集 (2015/7/9,11/12)

#### ③ 海関総署との意見交換による情報収集 (2016/1/11)



### 3. 研究に基づく成果

#### (1) インターネット取引で使われる物流方式、業者

・インターネット取引における小口郵便の輸出入最大手業者は中国国家郵政局であり、郵便ルートとして最も利用されているのは中国郵政ルートである。

・統計によると、中国における国際間インターネット取引業者の小包の50%は中国郵政ルート、20%が他国の郵政ルート、30%がその他速達便会社ルート（\*）で輸出されているという。







（\*）統計上、EMSを含み、中国郵政ルートのトータルの比率は、50%を超える。

・タオバオの国際版と言われる全球速売通（AliExpress）の90%以上の業者は中国郵政の国際小包サービスを利用。

・義烏市の多くのネットショップ事業者は国際小包サービスを利用。理由はこれがもっとも安いからである。外資速達便会社の費用は高く、利用率は低い。納期などの理由で国際小包サービスを利用できない場合は、主にEMSと順豊が利用されている。

# 3. 研究に基づく成果

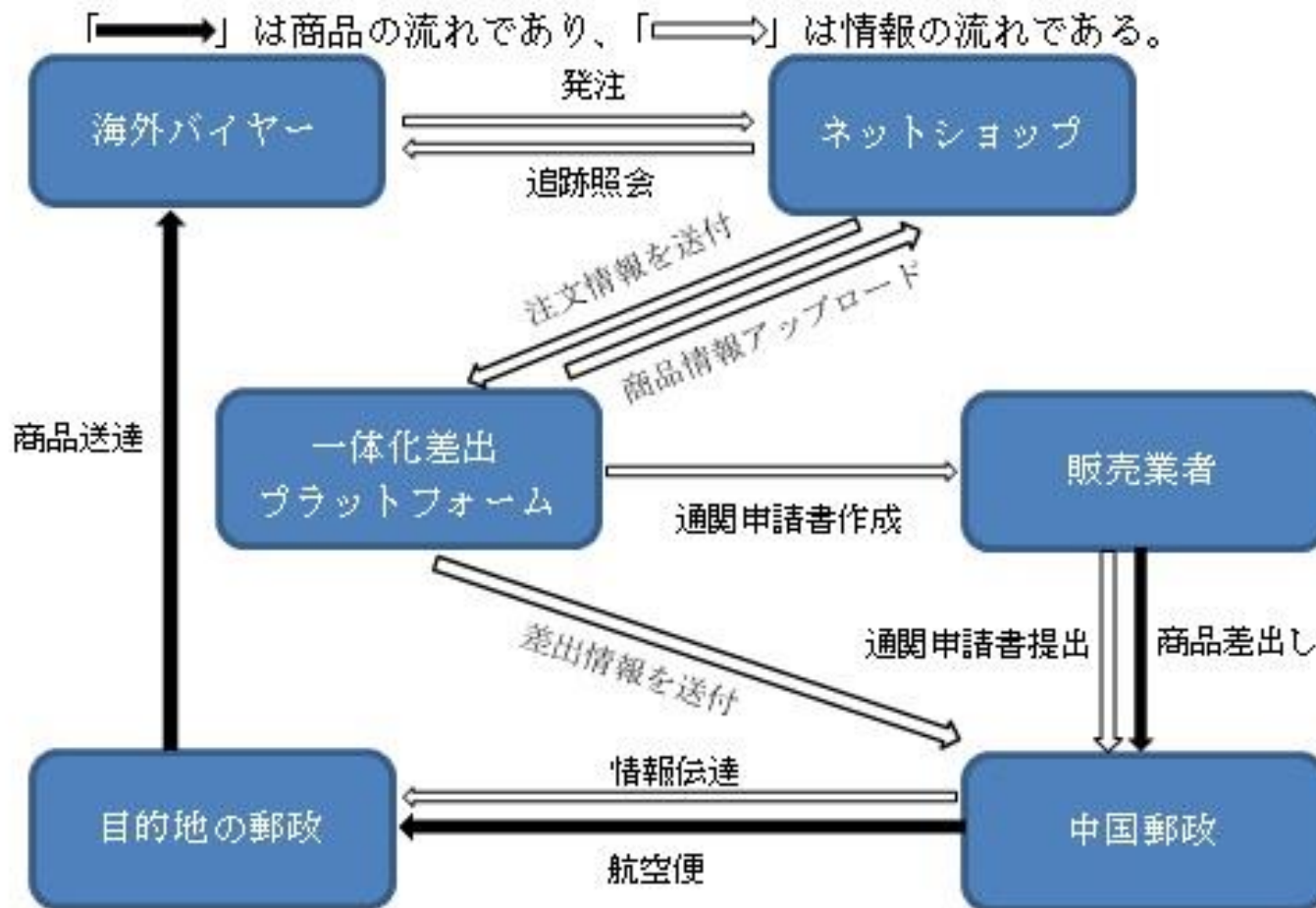
## (1) インターネット取引で使われる物流方式、業者

NO.	方式	内容	代表的な業者、サービス
1	中国邮政	中国邮政の物流ネットワークを利用	 
2	外資系速達便	速達便サービスを提供する外資系企業が有する物流ネットワークを利用	  
3	国内系速達便	速達便サービスを提供する中国国内系企業が有する物流ネットワークを利用する方式	
4	専用線速達便	飛行機または貨物船を利用し、海外の特定現地物流協業パートナーまで荷物を運ぶ方式	
5	海外倉庫	上記1-4の物流方式で海外現地にある自社倉庫まで荷物を送付した後、海外地元物流業者に発送依頼を行う方式	

⇒模倣品の多くは、中国邮政ルート経由で流出している可能性が高い。

# 3. 研究に基づく成果

## (2) 中国郵政のインターネット取引向けサービス「国際小包」の業務フロー





# 3. 研究に基づく成果

## (3) 「税関が郵便ルートにおける知的財産権案件を処理するための暫行規定 (2013年5月1日施行)」

### ① 総署との意見交換により得られた情報

- ・インターネット案件の増加が背景にある。
- ・地方税関における郵便ルートの手続きの簡素化を目的とする公文書である。
- ・内部手続きの規程であり、地方税関も遵守する必要がある。

### ② 蘇州税関郵便局駐在事務所との意見交換により得られた情報

#### ・自己使用品と判断

⇒侵害疑義物品を返還

#### ・自己使用品ではないと判断

⇒立件、調査

「  
第一条 輸出入における知的財産権の税関保護を固め、郵便ルートにおける知的財産権を侵害する違法行為を厳しく処理するため、『中华人民共和国知识产权海关保护条例』（以下『条例』と略す）及び関連する法律・行政法規や制度などに基づいて、本規定を制定する。  
第二条 本規定は、税関が『条例』第三十一条により、郵便ルートの輸出入における知的財産権を侵害する商品（以下「被疑品」と略す）に関する案件を処理する場合に適用するものである。  
前述した郵便ルートの輸出入品には、国際小包、EMS及び宅急便ルートの輸出入における私有物を含める。  
第三条 税関は監視・管理の際に被疑品を発見した場合、差し押さえないといけない。しかし、被疑品が極めて少数で、また輸出入の届け先、あるいは輸出品の発送者（以下「当事者」と称す）が放棄すると声明した物の場合、税関は『条例』第二十七条第三項の規定によってそれを処理する権利を有する。  
第四条 税関が被疑品を差し押さえる場合、当事者をその場に来るように知らせなければ

」



# 3. 研究に基づく成果

## (4) 差止め案件に関する情報開示請求 蘇州税関郵便局駐在事務所に対するヒアリング結果

① 権利者が情報開示を申請することにより、蘇州税関郵便局駐在事務所で発生した全ての立件案件の情報を入手することができる。ただし、法律・法規や状況によって、一部の情報は開示できない。例えば、当事者情報の場合、行政処罰がされた案件でなければ開示できない。

② 税関に情報開示を求める際の方法は税関によって異なる。

・蘇州税関郵便局駐在事務所

税関情報公開申請書に記入し、社印捺印の上、コンタクト先にFAXを送信する。

・広州税関

まず権利者より電子メールにて公式連絡先に問い合わせを行い、更に税関側の指示に従って、関連資料を提出する。

# 3. 研究に基づく成果

## (5) 郵便局駐在事務所を有する税関

表 3-5. 郵便局駐在事務所を有する税関

直属税関	直属税関管轄の郵便局駐在事務所	確認方法
満洲里税関	なし	税関公式サイト 電話調査
ハルビン税関	ハルビン税関郵便局駐在事務所 黒河税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト 百度搜索
瀋陽税関	瀋陽税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
長春税関	長春税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
大連税関	營口税関郵便局駐在事務所 丹東税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
北京税関	北京税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
天津税関	天津税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
済南税関	済南税関郵便局駐在事務所 煙台税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト 百度搜索
青島税関	青島税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
石家荘税関	なし	税関公式サイト 電話調査
太原税関	なし	税関公式サイト 電話調査
フフホト税関	フフホト税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト 電話調査
銀川税関	なし	税関公式サイト 電話調査
蘭州税関	なし	税関公式サイト 電話調査
西寧税関	なし	税関公式サイト 電話調査

47

⇒郵便局駐在事務所は全国に39か所あり、主に沿海部に集中している。

## 4. 実務への提言

- 国際間インターネット取引を通じて流通する模倣品の多くは、「中国郵政ルート」を通じて海外に輸出されていると推察される。小口郵便による模倣品の流出という課題を抱えている企業は、このルートを念頭に置いて、模倣品対策を行うべきである。
- 地方税関により請求方法が異なるものの、権利者が、地方税関に対して情報開示請求をすることにより、行政処罰案件情報を入手することが可能である。この請求により、個社で把握していなかった新たな処罰情報を入手できる可能性がある。

## 5. 積み残された課題

- 従来の中国IPGのフィールドワークとして、税関職員向けの真贋トレーニングを実施してきたが、中国郵政ルートでの差止め件数の増加という目的からすると、必ずしも効果的ではない可能性がある。
- 権利者が、地方税関に対して情報開示請求をすることにより、行政処罰案件情報を入手できることが分かった。しかし、どの地方税関が請求に応じるのか、どのように請求すればよいのか、個社で把握していない情報をどこまで入手できるか等、依然として不明な点が多い。
- 昨年から今年にかけて、IIPPF北京実務ミッション、中国IPGとの意見交換、経済産業省による日本招聘事業など中国税関とのイベントが続いており、良好な関係が構築されつつある。この流れを止めることなく、中国IPGは、税関総署、地方税関との交流を加速させるべきである。